

宅地購入者第3期募集開始

9月10日～随時

秩父別町内における町有地を宅地として分譲販売します。

A 区画	
住所	秩父別町 1527 番 34、42、43
面積等	約 340 m ² 間口(約 14.5m) 奥行(約 23.5m)
販売価格 (販売単価)	約 1,326,000 円 (3,900 円/m ²)



(秩父別中学校裏側)

B 区画	
住所	秩父別町 1518 番 21 の一部
面積等	約 420 m ² 間口(約 21.5m) 奥行(約 19.5m)
販売価格 (販売単価)	約 1,550,000 円 (3,700 円/m ²)

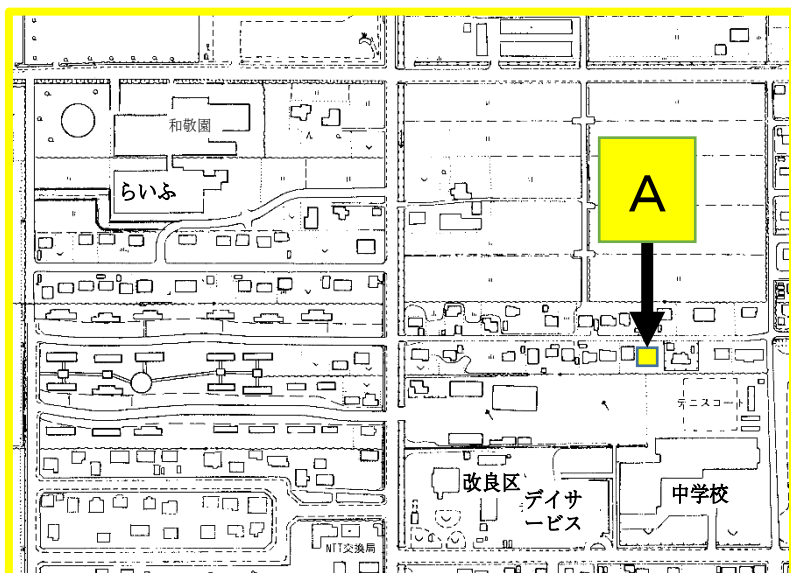


(和敬園裏側・ジャルダンアパート向い)

C 区画	
住所	秩父別町 1518 番 21 の一部
面積等	約 420 m ² 間口(約 21.5m) 奥行(約 19.5m)
販売価格 (販売単価)	約 1,550,000 円 (3,700 円/m ²)



(和敬園裏側・ジャルダンアパート向い)



・応募条件や購入者の決定方法、住宅の新築に伴う町の「新築住宅取得補助金」、「住宅用地取得補助金」等に係る支援の情報は右面をご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み
秩父別町

企画課企画グループ

0164-33-2111

<応募条件>

- ・定住を目的として住宅を建設するために宅地を必要としている方
- ・床面積65㎡以上の住宅を新築し入居できる方
- ・住宅完成後に秩父別町に住民登録し5年以上定住できる方
- ・住民税等の公租公課を滞納していない方
- ・暴力団等、反社会的な組織に加入しておらず、人権を尊重し、暴力のない明るい社会・地域づくりに参加できる方
- ・その他、応募の理由等の質問に回答していただける方
- ・分譲宅地の現地を確認し、担当者の説明を受けた方
- ・土地の購入契約から1年6カ月以内に住宅を建築される方
- ・土地の購入契約から14日以内に宅地の売買代金の100分の30に相当する金額を納入し、残金を6カ月以内に納入できる方

<申込み方法>

- ・町で用意する宅地購入申し込み書に必要事項を記入の上で提出をお願いいたします。

<購入予定者決定方法>

- ・募集期間終了後において重複がない場合はそのまま「購入予定者」として決定し、重複があった場合は、日程を調整の上で「抽選」で決定します。土地の購入契約や売買金額の確定は分筆等で面積が確定後に行うものとします。

<面積及び販売価格の決定>

- ・面積及び販売価格は、申込みを受けた後に、町で分筆登記を行った上で確定しますので、若干変動する場合があります

○新築住宅取得補助金交付事業(助成制度)

内容	秩父別町に永住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。
補助対象者	・65㎡以上の住宅を新築した方 ・平成31年3月31日までに事業計画認定(工事着工の7日前まで)を受け、認定後6か月以内に住宅建設工事を完了された方 ・新築住宅取得から3か月以内に住民票を異動された方 ・補助金の交付決定の日から本町に住所を有し継続して認定住宅に5年以上定住する方等。
補助金額	・100万円 ・新婚世帯又は子育て世帯(養育1人の場合)の場合は50万円上乗せ ・子育て世帯(養育2人の場合)は100万円上乗せ ・子育て世帯(養育3人以上の場合)は150万円上乗せ

○住宅用地取得補助金交付事業(助成制度)

内容	秩父別町に永住することを目的として土地を購入し、住宅を新築又は中古住宅を取得した方に住宅用地取得補助金を交付します。
補助対象者	・100㎡以上の土地を購入した方 ・65㎡以上の住宅の新築又は中古住宅を取得した方 ・土地の購入契約後、平成31年3月31日までに事業計画認定(工事着工の7日前まで)を受け、認定後6か月以内に工事を完了された方 ・2親等以内の親族からの購入した土地でないこと ・補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方等
補助金額	・住宅用地購入価格の3分の2 (上限 新築住宅の場合の土地代100万円 中古住宅の場合の土地代100万円) ・市街地区にあっては、1㎡あたり5,000円を上限とし、それ以外の土地にあっては1㎡あたり300円を上限とします。